タイから日本に入国する際の水際措置の変更

令和4年1月31日 在チェンマイ日本国総領事館

- 1. 現在全ての国・地域からの日本への帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間が、10日間から7日間に変更されます。この措置は1月29日(土)午前0時(日本時間)以降の日本入国から適用され、既に日本入国済みの方に対しても同時刻から適用されます。
- 2. なお、タイから日本に入国・帰国する際には、引き続き検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で、入国日の翌日から3日間の待機が求められます。
- (例) 1月29日(土) にタイから日本に入国する場合、1月30日(日) から2月1日(火) までの3日間、指定宿泊施設で待機し、2月1日(火)に PCR 検査を行い陰性と判定された場合、指定宿泊施設を退所し、残りの待機期間(4日間)を自宅等で待機することになります。
- ●上記を含め、詳細は以下をご確認願います。

また、日本への入国・帰国の際には、常に最新の情報をご確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置(26)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128 26.pdf

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧(令和4年1月28日時点)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128 list.pdf

「新型コロナウイルスに関する新たな措置」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo 2022C013.html

●海外から日本へ入国する全ての方に共通の措置(厚生労働省ホームページ:水際対策に係る新たな措置について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(参考情報:検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話: 0570-011000 (ナビダイヤル: 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013

(以上)